

許可等事務手続きに関する負担軽減について

1 生活安全関係許可等事務に関し、

審査の段階において申請（届出）に軽微な補正が必要となった場合、補正書を利用して手続きを行うこと

ができます。

2 注意事項

- ・ 補正書の使用は申請（届出）内容の軽微な補正に限りますので、事前に申請（届出）書を提出した警察署生活安全（刑事）課（係）の担当者に連絡して下さい。
- ・ 補正書は、申請（届出）書を提出した警察署生活安全（刑事）課（係）に持参又は郵送により提出して下さい。
- ・ 郵送により手続きを行う場合、郵送料は申請（届出）者の負担となります。

郵送により、補正書の送付を希望する場合、簡易書留による郵送に必要な額の郵便切手を貼付し、本人の住所及び氏名を記載した封筒を警察署に郵送するようにしてください。

警察署に対し、郵送により作成した補正書を送付する場合、簡易書留により郵送して下さい。

詳細は、最寄りの警察署又は警察本部生活安全企画課にお問合せください。

鳥取県警察本部生活安全企画課

電話（0857）23-0110 FAX（0857）23-0110